

国立国語研究所学術情報リポジトリ

＜講演＞「標準語」制定を求めた時代の動き

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-03-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 康行 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00000926

講演

「標準語」制定を求めた時代の動き

清水 康行（日本女子大学教授）

本フォーラムの題目である「近代の日本語」の具体的な姿に関するお話は、この後に登壇される先生方にお任せすることとして、私は、今日の露払い的な役割として、「国語」とか「標準語」とか呼ばれる近代の規範的・標準的な「日本語」が制定されていく動きと、その背景として考えられる当時の日本語をめぐる諸状況に関して、お話をさせていただきます。

全体の要旨

最初に、全体の要旨を、申しておきましょう。

まず、日本全国に通用する言語を整備しようという考えは、明治のごく早い時期から唱えられていましたが、国家の言語としての「国語」「標準語」の制定を求める動きが具体化・本格化するののは、世紀の境目頃、明治二〇年代後半以降になるという流れをお話しします。

次に、その時期に「国語」「標準語」が求められた背景には、全体的な国運の伸張と、それに伴う国家体制の整備の必要があったことに触れていきます。具体的には、教育の普及があります。初等教育がかな

りの程度普及したのに伴い、教育組織全般を見直す中で、言語教育、国語教育が問題になってきました。もう一つ、いわゆる版図拡大があります。日本の領土が広がっていき、日本語を母語としない人々が大量に日本国の国民になったため、その人々への「国語」教育の問題が出てきます。さらに、外国人が日本の中で自由に住んだり商売したりすることができるようになった内地雑居の時代を迎えたことにより、外国人との交流という問題も意識されます。

続いて、その頃に活動した国立機関である国語調査委員会が選定した「標準語」が、「東京の教育ある人々の言葉」、すなわち、地域としての「東京」、社会階層としての「教育ある人々」が用いる言語であり、それ自体はすでに常識化していた見方を、具体



清水 康行

東京大学大学院人文科学研究科修士課程修了、同博士課程中退。
名古屋大学助教授等を経て、1996年より現職。
専門分野：日本語学、特に近代日本語史

的な調査によって裏付けたものであることを紹介します。

そして最後に、このような「国語」「標準語」観には、被支配者、当時の報告書では「土人」と表現されている植民地の人たちの民族言語への顧慮と尊敬が欠けているという趣旨の指摘をして、話を閉じる、という順番でお話をしていきたいと思います。

一 明治初期の「通語」志向

全国に通用する言語を整備しようとする考えは、明治の早い時期から見られます。

明治五（一八七二）年に、『学制』が公布されます。序文に当たる「学事奨励ニ関スル被仰出書」での「邑に不学の戸なく、家に不学の人な

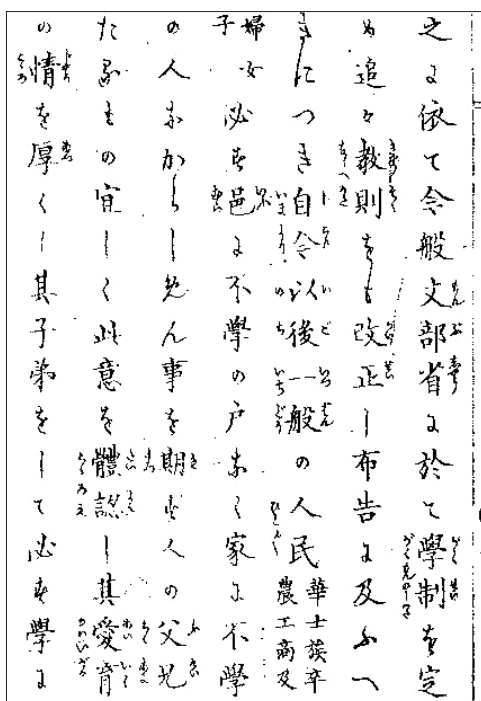


図1 「学事奨励ニ関スル被仰出書」
（国立国会図書館 蔵）

らしめん事を期す」という文言で知られている「学制」です。

（なお、図1では、「邑」の右側に「いふ（ユー）」、左に「むら」というように、漢字の左右に振り仮名がつく、両ルビというものが見られます。）

集権的な教育体制を整備し、国民皆学を目指したこの制度では、小学校科目の中に、「会話科」（「ことばづかい」と読まされています）という教科が置かれます。これを置いた狙いについて、当時の文部少丞（今でいう本省の課長クラスにあたる）西潟訥（一八三八―一九一五）が、次のように「説論」しています。

我日本ノ国タル東西僅ニ六百里「……」言語相通ゼザル、カクノ如キモノハ他ナシ。従前会話ノ学ナキガ故ナリ。方今吏務ヲ奉ズルモノ、或ハ西ヨリ東ニ赴キ、或ハ東ヨリ西ニ詣リ、事ヲ訛ヒ訟ヲ聴クニ、言語通ゼザルアレバ、情実審カニシ難ク、猶外国ニ至ルガ如シ。其不便モ亦以テ知ルベキノミ。故ニ辺陲僻遠ノ小学ニ在テハ、必十分会話ノ課ヲ授クルヲ要スベシ。「……」遂ニ正韻通語ヲ得ル

（ちなみに、この「言語相通ゼザル」の「言語」という言葉を、明治初期に「げんぎよ」と読んだのか、「ごんご」「げんご」と読んだのかは、面倒な問題です。これだけで三〇分ほどかかるのですが、ここでは、そういう話は一切抜きにします。）

余談を言えば、西潟は、もう三〇年近くも前になりますが、井上ひさしが書いたNHKのテレビドラマ『國語元年』（一九八五年放送）の主人公のモデルになったと言われている人物です。ただし、この方、ドラマの主人公のような悲惨な結末とはならず、その後も順調な人生を

送ります。

学制は明治五（一八七二）年に出来ますが、それと前後して、「廃藩置県」「徴兵令」「地租改正」が矢継ぎ早に出されています。これらの施策に共通していることは、半ば地方分権的であった江戸時代の幕藩体制を否定し、中央集権的な行政を目指す、という明治政府の志向です。学制もその中に位置づけられます。中央集権的なシステムを構築していく上で、全国の方言差が大きいという現実、中央から地方に派遣されて「吏務ヲ奉ズル」政府の役人にとって「不便」であるから、標準的な言語を教育によって普及したい、というのが、「通語」教育の大きな狙いでした。

これを受けて、「会話」科用の教科書なども、文部省自らの手によって編纂されますが、この試みは、結果として短期間で頓挫します。

それには、いくつか理由があります。まず、当時、学校教育は文章を読んだり書いたりすることであって、話し言葉の教育などは要らない、という学界・教育界の無理解があります。たとえば、後に東京帝国大学教授になる黒川真頼という人は、「小学教授書につきての論」（一八七三年）の中で、「サウデアリマス、カウデアリマスなどいふ詞は教ふるに及ばず。自然にその土にならばしありて、聞をはへ言をほゆるものなり。何ぞこれを普通に教ふべきものとせむ」と批判しています。

それに、インフラの整備不足もありました。学制では、全国を八大区（後に七大区）に分け、各大区に三二中区、各中区に二一〇小区を置き、各区に大学校、中学校、小学校を設けるという大変なシステムを計画していたのですが、実際に設立された大学は、やっと東京に一つ、それも旧幕府の諸機関の掻き集めでしたし、小学校の多くは、寺子屋

等を転用したものでした。

しかし、何よりも、ここで教えたかった肝心の「通語」の中身についての共通理解・具体像が確立していなかったことが、大きな原因でした。

（ここで、ちょっと寄り道しておきます。西潟は「東西僅二六百里」と言っています。東西

二千キロほどしかない小さい日本の国ということですが。しかし、日本は、東西南北の広がりで言うとき意外に広い。図2は同じ縮尺で日本地図をヨーロッパ地図にかぶせたものですが、我々の知っているヨーロッパの地域をカバーするくらいの広さがあります。しかも、いくつもの島に分かれていて、島のなかに山や川やありますので、もつと多様な言語になっていても不思議ではありません。むしろ、そのほうが自然でないか、とさえ思えます。そうならないのは、日本語が日本列島で使われるようになったのがそんなに古くないからではないかと考えている学者もいるくらいです。）

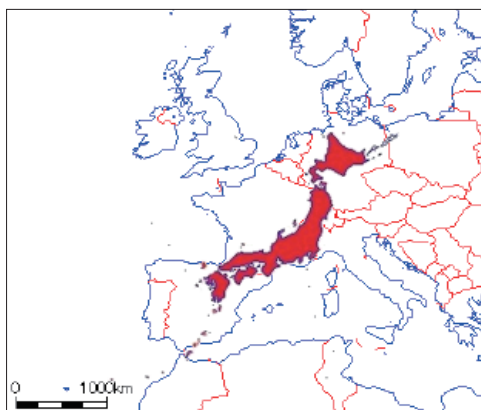


図2 日本とヨーロッパの広さの比較

二 「国語」「標準語」制定への具体的な動き

さて、世紀の境目近く、明治二〇年代後半以降になると、国家の言語としての「国語」「標準語」の制定を求める動きが本格化します。その旗振り役が、上田^{うえだ}万年^{かずとし}です。ただし、本人はローマ字でMannenと署名していますので、「まんねん」と呼んだほうがよいのかも知れませんが、彼が明治二七（一八九四）年に行った演説「国語と国家と」で、

世間すべての人は、華族を見て帝室の藩屏たることを知る。しかも日本語が帝室の忠臣、国民の慈母たる事にいたりては、知る者却りて稀なり。「……」或はいはん、国語に対する手入れば充分なされ居らずやと、予はこの答に向ひて否との早答を与ふる「……」国家のなすべき所を實行し、其尊嚴を維持すべきは、国家の義務なればなり。

と、主張をします。

上田は、帝大を卒業後、明治二四（二七）（一八九一）（一九四）年、当時の言語学研究の中心であったドイツとフランスに留学し、帰国後すぐに帝大教授となります。彼は、「国語と国家と」に続けて、「国語研究



図3 上：30歳頃の上田万年、下：『国語のため』扉（国立国会図書館蔵）

に就きて」「標準語に就きて」を次々に発表し、それらを『国語のため』という本にまとめております。東京帝国大学に国語研究室を創設して国語の研究教育指導に当たるとともに、文部省の専門学務局長を兼任します。さらに、後にできる国語調査委員会の主事かつ主査委員にも就任し、国語に関する研究と施策とを主導する存在になります。

図3上は、三〇歳そこそこの上田の肖像写真です。図3下は、『国語のため』の扉です（「国語は帝室の藩屏なり」の「藩屏」は、「囲い」「守り」という意味です）。

この頃、一般にも、「国語改良」「国語統一」といった考えが打ち出され、国会建議（議院から政府に対しての要望）もなされていきます。その一つ、加藤弘之（一八三六—一九一六）らが提案した「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」（明治三三（一九〇〇）年 貴族院で修正可決）では、日本語での文字と語彙と文章とがめちゃくちゃであるので、学童児童はこの言語文字の学習のために学校生涯の大半を無駄遣いしてしまう。これでは世界での競争についていけないので、「国字国語国文ノ改良」は国家の事業として重要である。だから、政府はそれをやりなさい、と述べています。

これを受けて、「文部大臣ノ監督ニ属シ国語ニ関スル事項ヲ調査」するための専門機関である「国語調査委員会」が発足します。明治三五（一九〇二）年三月のことです。委員長は、さきほどの改良建議を出した加藤弘之。長く東大総長を務めた人物です。委員の中には、嘉納治五郎（一八六〇—一九三八）がいて、こういうときは文化人が選ばれるのかと思われましようが、彼は、講道館柔道と並んで、学校教育、特に英語教育にも尽力し、当時は東京高等師範の校長を務めてい



図4 国語調査委員会の面々（国立国語研究所HPより）

ました。さらに、哲学者の井上哲次郎（一八五六～一九四四）、上田の盟友であった文部官僚の澤柳政太郎（一八六五～一九二七）らが当初委員で、上田も、事務を束ねる主事と研究上のトップである主査委員を兼ねて入っています。国語辞書『言海』で有名な大槻文彦（一八四七～一九二八）が、上田と並んで主査になっています。後に、芳賀矢一（一八六七～一九二七）、金沢庄三郎（一八七二～一九六七）、藤岡勝二（一八七二～一九三五）らが加わります。

図4は、国語研究所のホームページから引いたものですが、中央に座るのが大槻、その向かって右隣で頬杖をついているのが上田です。上田の隣には後に『広辞苑』で知られることとなる新村出（一八七六～

一九六七）、右端には長く国語施策に関わっていく保科孝一（一八七二～一九五五）が座っています。新村も保科も上田の教え子で、新村は未だ二〇代後半、保科は三〇代になったばかりの頃でしょう。

三 「国語」「標準語」 制定の背景

こうして「国語」「標準語」制定への動きが強まる世紀の境目の頃は、全体的な国運の

伸張と国家体制の整備の時期でもあり、それが、新たな「国語」「標準語」を求める時代的な背景ともなりました。具体的には、次のような事情があります。

まず、教育の普及による教育組織全般の見直しということがあります。図5は就学率の推移を表しています。日本の正確な人口は、国勢調査が行われる一九二〇年以降でないといわならず、それ以前はある種のつかみ勘定ですから、何パーセントといってもどこまで信用できるか問題ですが、学制が行われて当分のあいだは、就学率は五〇パーセント未満で推移します。当時の世界としてはかなり高い就学率ですが、国民皆学にはほど遠い状態でした。しかし、一八九〇年代、すなわち明治二〇年代半ばから急速に伸び、九〇パーセント台に迫っていきます。

国民皆学の実現をにらんで、明治三三（一九〇〇）年、小学校の基本法規である『小学校令』が改定されます。それに伴う『小学校令施行規則』では、それまで「読み方」とか「綴り方」とかに分かれていた諸科目が、「国語」科という名称で初めて統一されます。この『施行規則』

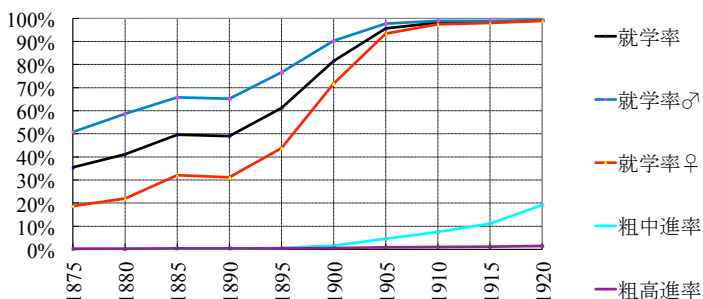


図5 小学校就学率の推移

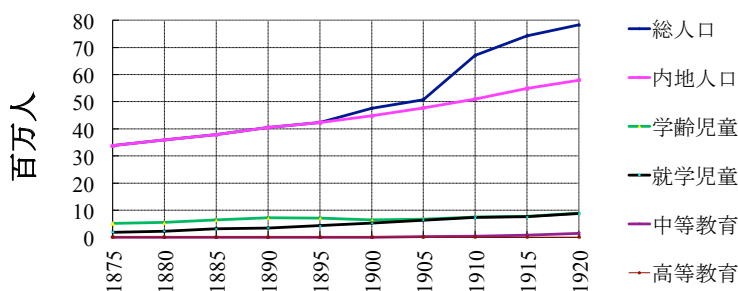


図6 人口・就学者数の推移

では、小学校で教えるべき漢字の制限、字音仮名遣（漢語に関する仮名遣）での表音式仮名遣の採用、仮名字体の一本化（変体仮名の廃止）という、国語教育・国語施策史上、きわめて重要で画期的な方針も示されます。

さらに、四年後の明治三七（一九〇四）年からは、それまでの検定教科書に代わり、文部省が自ら編纂した『尋常小学読本』を全国の小学校で一律に使うようになります。この国定読本で用いられる語彙・語法は、その後の「国語」「標準語」に決定的な影響を与えていくこととなるのは言うまでもありません。

もう一つ、版図拡大によって、日本語を母語としない多くの人々が日本国民となり、彼らに対する「国語」教育の必要が増したことがあります。図6のグラフで、「内地人口」と「総人口」の差にあたる部分が、版図拡大により、新たな日本国民になった台湾・朝鮮の人々の数に、ほぼ相当します。これらの人々は、日本語ではない言語を、自分の母語として持っていた人々たちです。

明治二八（一八九五）年、日清戦争の結果、台湾が日本領になり

ます。すぐに国語教育が重要な課題とされ、日本語を勉強するための日本語伝習所（後に国語伝習所）が設立されます。少し後の大正八（一九一九）年に発布された『台湾公学校令』でも、「徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ、以テ国民的性格ヲ養成シ、同時ニ国語ニ精通セシム」ことを、教育の目標としています。

また、日清戦争・日露戦争を経て、朝鮮半島への影響力を強め、遂には、明治四三（一九一〇）年、日韓併合が行われます。初代・朝鮮総督の寺内正毅による「諭告」（一九一一年）では、「国語ノ普及奨励ハ朝鮮教育令ノ眼目」だとされています。

さらには、少し後となりますが、第一次世界大戦後の大正一一（一九二二）年以降、南洋諸島を委任統治するようになります。

もう一つ、現在ではあまりピンとこないかもしれませんが、内地雑居の問題も、当時の人々には深刻に受け止められていました。いわゆる「開国」後も、徳川幕府は外国人に対する居留制限を続け、明治政府もそれを継承していました。ところが、治外法権の撤廃と引き換えに内地雑居を認める『日英通商航海条約』が締結され（一八九四年）、五年後の明治三二（一八九九）年に発効すると同時に、外国人が日本国内で自由に居住・旅行することが制度的に可能となりました。これによって活発化される外国人との交流において、どのような言語を用いるか、ということも、この時期の無視できない課題となっていたのです。

またも上田が登場させれば、彼は、「内地雑居後に於ける語学問題」（一九〇〇年）という論文の中で、面白いことを言っています。一日も早く東京語を標準語とせよ、との主張を繰り返すのと同時に、「国語

を重んずると共に外国語を奨励すべき」という議論も行っています。日本人は外国語をもっと勉強しなさいということです。

四 国語調査委員会が示した「標準」

さて、明治三五（一九〇二）年四月に発足した国語調査委員会は、早くも同年七月初めには「国語調査委員会決議事項」を発表し、「文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト／文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、トシ是ニ関スル調査ヲ為スコト／国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト／方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト」の四件を、「向後調査スベキ主要ナル事業」だと宣言します。

（これに続けて、「普通教育ニ於ケル目下ノ急」に応ずるため、「漢字節減／現行普通文體ノ整理／書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文體／國語仮名遣／字音仮名遣／外国語ノ写シ方」についても、別に調査すると付け加えています。）

音韻文字の採用（すなわち漢字の廃止）といい、言文一致体の採用（漢文訓読調や候文を捨てる）といい、国語国字問題の根幹に関わる革新的な基本方針を、活動開始早々に決定できたのは、この委員会が初めからそうした考えを持つ人々を中心に組織されていたからだと考えられます。事実、委員長となった加藤弘之は「国字国語国文ノ改良」建議の発議者でしたし、主事・主査委員の上田万年、主査委員の大槻文彦をはじめ、委員の多くが国語改良論者でした。

国語調査委員会は、基本方針に掲げた通り、日本語の音韻組織や方

言を調査することを通して、標準語を選定することを主目標に、世界的に見ても先駆的な全国方言調査を展開します。加えて、日本語の歴史に関する記述的な調査も推進し、その後の日本語研究にも大きな影響を与えました。

しかし、一〇年ほど活動した後の大正二（一九一三）年、行政整理のあおりを受け、廃止されてしまいます。そのため、先の四つの目標を完遂することはできませんでした。廃止後に出された『口語法』『口語法別記』（大正五、六（一九一六、一七）年）が、結果として、この委員会が「標準語」をどうとらえていたのかを示す最終報告となりました。

『口語法』冒頭の「例言」には、「主トシテ今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ間ニ行ハル、口語ヲ標準トシテ案定シ」とあり、「東京」という地域の、「教育ある人々」という社会階層の言葉を「標準」とする立場が明記されています。

その参考資料として書かれた『別記』の「端書」では、もっと露骨な表現がなされています。全国各地の方言のうち、「辺鄙の方言わ、採ることわ出来ぬから、東京方言か京都方言かにせねばならぬ」、候補は最初から東京か京都だけだとした上で、「東京わ、今わ、皇居もあり、政府もある所で、全国中の者が、追々、東京言葉を真似てつかうようになつて来て居るから、東京言葉を、日本国中の口語の目当とするがあたりまえのこと」だと述べています。当たり前のことだったなら何を今さらと思うのですが、この背景には、まだ京都の言葉のほうがよい言葉だという意識が、委員自身や国民の中に残っていて、それとあえて東京の言葉とぶつけていくことによって、東京の言葉を勝利させようという狙いがありました。さらに、「東京言葉と云つても、賤しい者

にわ、訛が多いから、それわ採られぬ」と続きます。

(図7)を見てお気づきかと思われませんが、助詞の「〇〇」は「わ」と書いています。これが、国語調査委員会がやりたかった仮名遣です。より表音的な仮名遣として、こういうものを本当はやりたかったので、それで書いているわけです。

東京の言葉を標準語の基準とする考え方は、国語調査委員会独自のものではなく、すでに標準語論者が多く採っていた立場です。上田万年の「標準語に就きて」(一八九五年)でも、「東京語が他日其名譽を享有すべき資格を供ふる」と言っています。また、第一期の『尋常小学読本編纂趣意書』には、「用語ハ主トシテ東京ノ中流社会ニ行ハルモノ

分らぬようになつた。それであるから、我が國言葉にわ、文語にわ、一つに定まつたものがあるが、口語わ、全國どこも方言であつて東京の言葉わ、東京の方言で、京都の言葉わ、京都の方言で、其外國々、皆方言をつかう。そこで、全國同じに通ずる口語を立て、規則を定めねばならぬ。扱口語の目當とするものを何と定めようか、邊鄙の方言を採ることわ出来ぬから、東京方言か京都方言かにせねばならぬ。東京わ、今わ、皇居もあり政府もある所で、全國中の者が追々、東京言葉を異似てつかうようになって居るから、東京言葉を、日本國中の口語の目當とするがあたりまえのこと、と思う。しかしながら、東京言葉と云つても、賤しい者にわ、訛が多いから、それは採られぬ。そこで、東京の教育ある人の言葉を目當と立て、そうして、其外でも、全國中に廣く行われて居るものをも酌み取つて規則をきめた。かようにして出来たのが本書の口語法である。臺灣朝鮮が、御國の内に入つて其土人を御國の人に化するようにするにわ、御國の口語を教え込むのが第一である。それに就いても口語に、一定の規則が立つて居らねばならぬ。口語法わ、實に、今の世に、必用なものである。

図7 『口語法別記』端書(国立国会図書館 蔵)

ヲ取り、カクテ國語ノ標準ヲ知ラシメ、其統一ヲ図ルヲ」とあります。また、明治四四(一九一二年)に出た第二期の趣意書でも、「口語ハ略東京語ヲ以テ標準語トセリ」とされています。国語調査委員会『口語法』『口語法別記』の独創的な価値は、そうした既に常識化していた標準語観や提示される語法自体ではなく、それらをより説得的にするため、全国の具体的な方言を実際に調査して、このような東西対立の分布があるとか、古い文献を実際に調査をして、この言い方は歴史的な背景があることを明らかにしていたところにあります。

なお、国語調査委員会が示した国語改良への志向は、その後も、臨時国語調査会(大正一〇(一九二一年)発足)や国語審議会(昭和九(一九三四)年発足)に受け継がれていきます。そして、第二次世界大戦後の昭和二二(一九四六年)年の国語審議会の答申を受けての内閣告示「当用漢字」「現代かなづかい」につながっていきます。新字・新かなは、戦後、唐突に考え出されたわけではありません。

五 「国語」「標準語」に欠落した視点

最後に、これまでの議論とはいささか異なる視点から指摘をしておきたいと思います。

明治維新以降の近代日本の歴史は、日本語以外の民族言語を持つ人々と彼らの暮らす地域とを、日本の中に組み入れていく歴史でした。それは同時に、彼らの民族語を否定して、「国語」による教化が展開されていった歴史でもありました。

北の蝦夷地は、明治維新の直後に北海道と名付けられ、そこに住ん

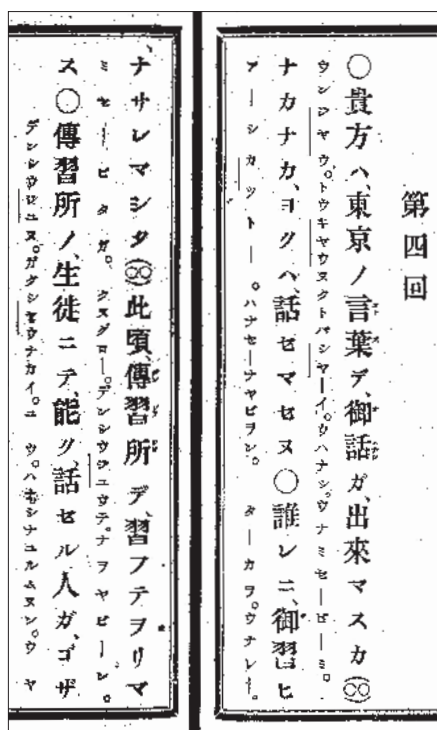


図8 『沖繩対話』(国立国会図書館 蔵)

でいたアイヌの人々から先住民族は「旧土人」とされ、保護政策の対象となりました。しかし、その子弟には「国語」による学校教育が授けられ、彼らの民族言語が教室で用いられることはありませんでした。また、南の琉球は、一連の琉球処分の結果、琉球王朝が廃され、沖縄県とされます。そこでは、他の地域に先んじて、「東京の言葉」による言語教育が試みられ(『沖繩対話』、明治一三(一八八〇)年。図8)、その後、「方言札」に象徴されるような、方言否定を伴う強力な標準語教育が展開されます。そして、すでに触れた通り、台湾・朝鮮でも、「国語」化が推進されます(ただし、教育現場等での、現地言語に対する施策には揺れがあり、それらが部分的に認められる時期もあります)。

先に取り上げた『口語法別記』端書は、以下のような文言で、しめくくられています。

「台湾朝鮮が、御国の内に入つて、其土人を御国の人化するようにするにわ、御国の口語を教え込むのが一番である。それに就いても口語に、一定の規則が立つて居らねばならぬ。口語法わ、実に、今の世に、必用なものである」。

ここには、被支配者(「土人」)達の民族言語に対する顧慮と尊敬の念が欠落していることを忘れてはならないでしょう。

これを擁護して言えば、現在の我々が研究費を取ろうと思うと「グローバル化の今日こそ、日本語の歴史を研究するのが大事だ」なんて、わけのわからないこと書いたりするのと同じような側面があったかもしれない。しかし、これを記した大抵は、他のところでも同様なことを書いていますので、やや本気でこんなことを考えていたと言わざるをえません。そのことが、今日に至るまで、ある種の問題を積み残していることを指摘して、私のお話はここまでとさせていただきます。

